

令和7年度 全国こども政策主管課長会議

こども性暴力防止法の施行に向けた 留意点について

こども家庭庁 支援局総務課
こども性暴力防止法施行準備室長

久米 隼人

《 目 次 》

I. こども性暴力防止法における地方自治体の役割について……………	3
II. こども性暴力防止法の施行までに必要な対応について……………	6
III. 参考資料……………	20

I . こども性暴力防止法における 地方自治体の役割

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。



対象事業者

学校設置者等 (第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者 (第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等 (第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発 (ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等** (第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置** (相談体制等) (第5条第2項等)
- ・ **研修** (第8条等)

初犯防止対策

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から3年以内 (第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から1年以内 (第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認 (第4条第4項等)

再犯防止対策

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査** (第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援** (第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③**を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置** (教育・保育等の業務に従事させないなど) を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理 (第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止 (第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告 (第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去 (第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務 (第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施 (定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

こども性暴力防止法における地方自治体の役割



地方自治体の3つの役割

- 地方自治体は、主体別に以下の3つの役割を担うこととなります。
 - ① **「学校設置者等」（法の義務対象事業者）としての自治体の役割**
 - ⇒ 法の義務対象事業者として、求められる各措置を講じる必要があります。
例) 都道府県教育委員会が設置する都道府県立学校の教職員の犯罪事実確認等
 - ② **「義務対象事業の所轄庁」としての自治体の役割**
 - ⇒ 法附則により改正された学校教育法、児童福祉法等の規定により、所轄する義務対象事業者（※）が法に基づき行う取組について監督等を行う必要があります。
また、施行当初には、所轄する義務対象事業者について、
手続を行うシステムへのとりまとめなども行っていただく必要があります。
（※） 都道府県が所轄する私立の学校、児童福祉施設等
 - ③ **「民間教育保育等事業者」（法の認定対象）としての自治体の役割**
 - ⇒ 自治体が認定対象事業の実施主体である場合、必要に応じて認定を取得し、
求められる各措置を講じる必要があります。
例) 市区町村が実施する放課後児童クラブ

Ⅱ．こども性暴力防止法の施行までに 必要な対応



令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料については別紙1を参照。





- 認定申請は、法の施行日（令和8年12月25日）から行うことができます。
- 以下の図は、施行後速やかに認定申請を行う場合の対応を示したものであり、実際の対応時期は申請時期によって異なります。

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料については別紙1を参照。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国からの周知資料等	▲ ガイドライン (1月9日)			○ 研修教材 ○ 周知啓発資料 ○ 報告・対応ルールひな型 ○ 事務手順マニュアル								▲ 法施行 (12月25日)
システム登録	<input type="checkbox"/> GびズID取得 (法人・運営者等で取得) ※2 こども性暴力防止法関連システム（こまろうシステム）のアカウント登録は施行後に実施											
犯罪事実確認・防止措置	<input type="checkbox"/> 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など） <input type="checkbox"/> 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定 <input type="checkbox"/> 犯罪事実確認の実施体制整備（責任者の選任） <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し ※3 詳細は別紙2参照 <input type="checkbox"/> 採用過程での性犯罪前科の事前確認 ※3 詳細は別紙2参照											
安全確保措置	<input type="checkbox"/> 児童対象性暴力等対処規程の作成 <input type="checkbox"/> 体制整備（相談窓口設置・周知等） <input type="checkbox"/> 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知 <input type="checkbox"/> 従事者向け研修の計画策定・実施 <input type="checkbox"/> 児童等・保護者向け周知・啓発											
情報管理措置	<input type="checkbox"/> 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備 <input type="checkbox"/> 情報管理担当者向け研修の実施											
その他	<input type="checkbox"/> （委託・指定管理等を行っている場合）共同認定申請に向けた役割分担の検討 <input type="checkbox"/> 事業者向け研修の受講											

こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ（イメージ）

○ 新システムを通じたアカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定（調整中の内容を含む）。

①【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等（～4月末頃まで：約3か月）

- ・ 学校設置者等・施設等運営者が、個別にGビズID（プライム）を申請
- ・ GビズID（プライム）発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID（第一管理者）を登録
※ プライム取得後、「③事業者情報の登録」までに、プライム・第一管理者の異動が生じた場合は登録を更新

②【デジタル庁】GビズIDの発行

- ・ デジタル庁において、申請されたGビズID（プライム、第一管理者）を発行

③【学校設置者等・施設等運営者（※施設・事業所が登録）】事業者情報の登録（4月～6月：約3か月）

- ・ 施設・事業所が、学校設置者等・施設等運営者の情報を含め、事業者情報（GビズIDを含む）を所轄庁に登録
- ・ 所轄庁の方針に従い、4・5月中も登録可能
※ 登録様式（エクセル／フォーム）や、学校設置者等が新設された場合等の情報更新の方法等については別途検討

④【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出（5月～7月：約3か月）

- ・ 学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出（※）
- ・ 所轄庁ごとに締切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめれば、締切り以前であっても提出可能（こども家庭庁への提出締切りは厳守）
※ 提出に当たっては、所轄庁から「登録とりまとめ」担当に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。

⑤【こども家庭庁】データクレンジング→システムへのデータ取込み（5月中旬～10月：約5か月半）

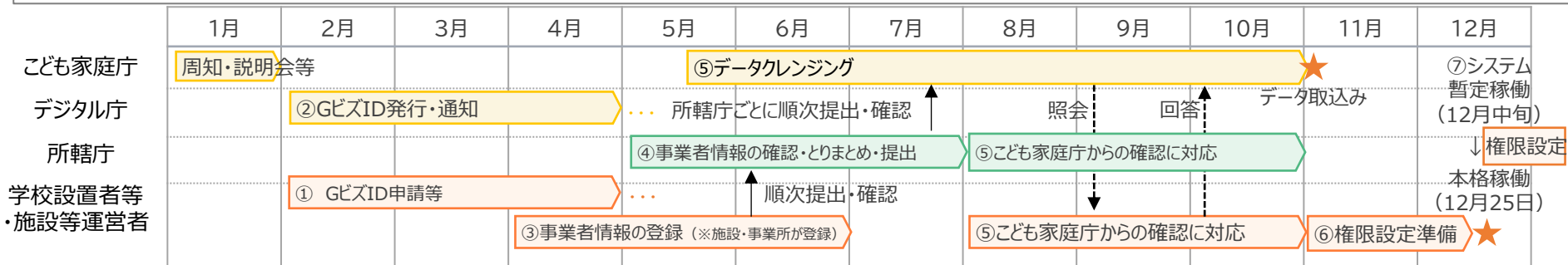
- ・ 提出された事業者情報を精査 → 所轄庁を通じて学校設置者等に情報の確認 → 情報の確定（システムへの取込み）

⑥【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備（11月～12月上旬：約1か月半）

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限（犯歴確認ができる者等）を設定するか検討

⑦【学校設置者等・施設等運営者】権限設定（12月中旬にシステム暫定稼働） → 犯罪事実確認書の交付申請等（施行日（12月25日）にシステム本格稼働）

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、システム（暫定稼働）上で権限設定 → 施行日（12月25日）からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請が可能に



こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なとなるGビズIDの事前取得について（依頼）

- ・ 令和8年1月27日付で、GビズIDの事前取得に関する通知を发出しています。
- ・ 来年度からはじまる「まとめ登録」の作業で必ず必要になりますので、地方自治体としてのGビズIDの取得、事業者への周知等につきまして、ご対応をお願いします。

こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なとなるGビズIDの事前取得について（依頼）

こ 支 総 第 30号
デ 国 第 64号
令 和 8年 1月 27日

各都道府県こども政策担当部長
都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
文部科学省総合教育政策局政策課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

こども家庭庁支援局総務課長
デジタル庁国民向けサービスグループ参事官

こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なとなるGビズIDの
事前取得について（依頼）

令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）は、本年12月25日に施行されます。

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」（以下「システム」という。）を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。

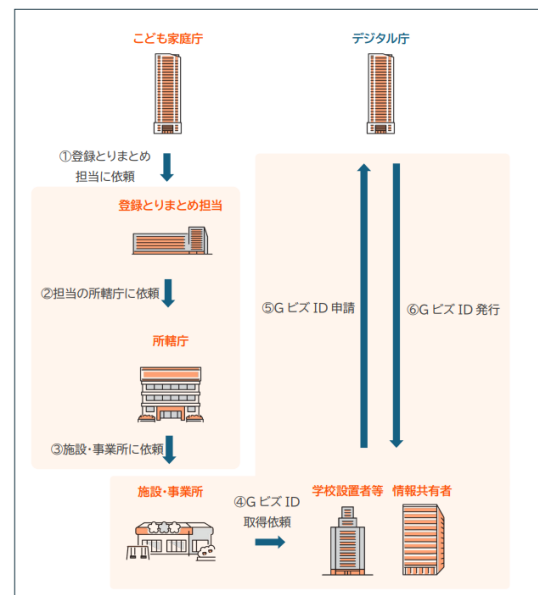
対象事業者のうち、犯罪事実確認などの措置が義務化される「学校設置者等」については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことが必要があります。このため、事業者の登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、こども家庭庁では、本年4月から施行日までの間に、所轄庁を通じて事業者情報をとりまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を行う予定です。学校設置者等は、本年4月末頃までに確実にGビズIDを取得した上で、この一括登録の手続の中で、こども家庭庁に他の情報と併せて事前登録する必要があります。

この一括登録の手続においては、まず、学校設置者等（別紙の1から5までの各表の④欄に定める機関）がGビズIDを取得した後、学校設置者等の「施

設・事業所」（別紙の1から5までの各表の③欄に定める機関）に対して、そのGビズIDに関する情報（氏名やメールアドレス）を伝えます。学校設置者等の「施設・事業所」は、GビズIDに関する情報を含むシステムのアカウント登録に必要な事業者情報を、当該施設・事業所を管轄する「所轄庁」（別紙の1から5までの各表の②欄に定める機関）を通じて「登録とりまとめ担当」（別紙の1から5までの各表の①欄に定める機関）に集約し、「登録とりまとめ担当」からこども家庭庁に提出することを予定しています。

これらを踏まえ、貴職におかれては、別紙にお示しする関係部署、関係機関等に対し、下記の事項について、周知をお願いします。

○ GビズID取得の流れ



こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録 よくあるお問合せ

Q

GビズID（プライム）は、首長部局と教育委員会でそれぞれ1つ取得が必要ですか？

A

首長部局と教育委員会はそれぞれ独立した組織と整理しているため、それぞれでGビズID（プライム）の取得をお願いします。

Q

すでに自治体・教育委員会でGビズID（プライム）を取得していますが、新たに取得しなくてはならないのでしょうか？

A

こども性暴力防止法関連システムを取り扱うべき主体はいずれ部署が適切かという観点で、新たなGビズID（プライム）が必要か否かをご判断ください。
なお、既存のGビズID（プライム）がこども性暴力防止法と無関係の部署で取得されている場合は、適切な部署において新たにGビズID（プライム）の取得が必要と思われます。

Q

活動休止中の学校設置者等（法人等）は、まとめ登録の対象になりますか？
閉校・閉園予定の施設は、まとめ登録の対象になりますか？

A

活動休止中の学校設置者等や閉校・閉園予定の施設であっても、2026年12月25日時点で事業を行っている場合は、まとめ登録の対象となります。

Q

事務処理特例条例により、都道府県が設置する施設・事業所の事務・権限が市町村に移譲している場合、所轄庁は市町村として差し支えないでしょうか？

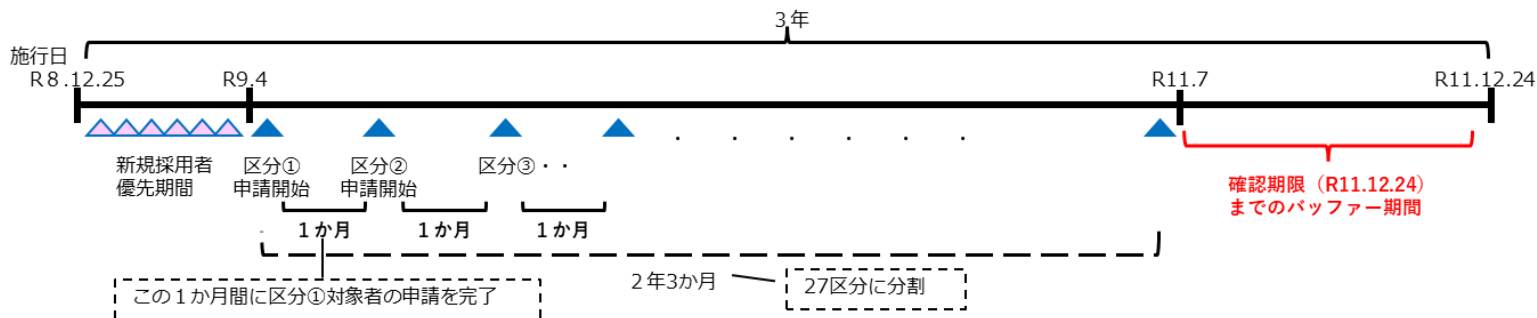
A

条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）により、施設・事業所の設置・廃止認可等の事務・権限が市町村に移譲されている場合は、市町村を所轄庁として差し支えありません。

施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散について

- 施行時現職者の犯罪事実確認（約280万人）が、法定期限（施行後3年以内：令和11年12月24日）までに終わられるよう、犯罪事実確認書の交付申請時期を分散
- 母数の大きい公立学校については、各都道府県教委・市町村教委において、各学校の対象従事者数を把握し、各都道府県ごとに分散方法を決定（例：採用年次、学校単位、学校種別 等）
- それ以外の施設・事業（私立学校、児童福祉施設等）については、各都道府県を27区分（27か月）に割り振り、学校設置者等は、所在する都道府県の申請対象月に犯罪事実確認書の交付申請を実施
- 割り当てられた申請対象月の1か月での申請が難しい場合は、その前後1か月を含め、最大3か月の間に申請
- 所轄庁は期限までに犯罪事実確認が完了するよう、進捗管理

<分散申請の流れのイメージ>



(1) 都道府県立学校・市町村立学校

- 都道府県教育委員会（以下「都道府県教委」という。）及び市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）が行う都道府県立学校・市町村立学校の施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の時期の分散方法は、以下のとおり。

① 施行時現職者の特定・人数把握

- 各都道府県教委において、管轄都道府県内の市町村教委の協力を得て、それぞれが所轄する各学校の施行時現職者の特定を行い、その総数を把握する。
- 県費負担教職員は、各都道府県教委において犯罪事実確認を行う必要があるため、都道府県教委が確認対象としてカウントする。

② 分散申請の方法の決定

- 各都道府県教委において、管轄都道府県内の市町村教委と協力し、各都道府県における分散申請の方法を決定する。
 - ※ 「中間とりまとめ」においては、A：採用年次、B：学校単位、C：学校種別、D：学校所在地の分散申請の方法を提示（※1）しているが、概ね均等に27分割することが可能であれば、A～D以外の分割方法を採用することも可。
- 都道府県教委・市町村教委の分散申請方法は、円滑に確認することが可能であれば、都道府県教委と市町村教委とで同一の方法を採用しないこともできる。

③ 申請工程表の作成

- 各都道府県教委においては、決定した分散申請の方法をもとに、管轄都道府県内の市町村教委と協力し、各都道府県における申請工程表（※2）を作成する。
- 各都道府県教委は、令和9年1月中旬までに、申請工程表をこども家庭庁に提出する。
- 申請工程表の内容について変更が生じた場合にも、変更の届出を行う必要はないが、当初の計画どおり、交付申請数が概ね27分割される数となるよう維持すること。

④ 施行時現職者への申請時期の伝達

- 各都道府県教委・市町村教委においては、施行時現職者に対し、当該施行時現職者が配属されている学校を通じて（施行時内定者で未配属の場合は、直接教委等が行う）、申請対象月の4カ月前（※3）に、申請が必要となる旨（戸籍の提出の必要性等）を伝達する。

※1 いずれの方法をとる場合も、施行時現職者に予見可能性（あと2年は確認されないなど）を持たせないため、区分の順番はランダム性を持たせる。

※2 申請工程表には、各都道府県ごとの分散申請の方法に基づく①～②の区分ごとの交付申請件数の総数等を記載する。
 なお、都道府県教委とは異なる分散申請の方法を採用する市町村教委がある場合には、個別に申請工程表を作成しても差し支えない。ただし、こども家庭庁に提出する申請工程表は各都道府県ごとに1つとし、管轄の都道府県教委が、都道府県内の交付申請件数を区分ごとに合算したものを提出すること。指定都市教育委員会（以下「指定都市教委」という。）のみ、合算せず、指定都市教委から直接こども家庭庁に提出してもよい。

※3 4か月前に申請手続が必要な旨を伝達する際、戸籍等の取得（マイナンバーカードをスマートフォンにかざして取得する際等）に必要な戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の有効期限が3か月であることを踏まえ、それ以降に手続を行うよう伝達すること。

(1) 都道府県立学校・市町村立学校

⑤ 犯罪事実確認書の交付申請

- 令和9年4月以降、③の申請工程表に従い、順次、各教委で犯罪事実確認書の交付申請を行い、該当する区分の各月において、対象者の申請を完了させる。
- 繁忙期等があることを踏まえ、申請工程表上の対象申請月（1か月）での交付申請が難しい場合には、対象申請月の前後1か月を含めて、計3か月以内に申請を終える。

⑥ 交付申請の進捗の適切な管理

- 各都道府県教委においては、各市町村教委の協力を得つつ、③の申請工程表に基づいて交付申請が適切に行われているか、進捗を適切に管理する。
- 進捗管理を効率的に行うことができるよう、こども家庭庁から、各教委における交付申請状況について、定期的に情報提供を行う。

⑦ 施行時現職者の確認完了の報告

- 施行時現職者の犯罪事実確認が全て完了した都道府県教委・市町村教委は、システム上で、確認の完了報告をする。
- 施行時現職者の確認期限である令和11年12月24日を超過しても確認が終了していない場合は、犯罪事実確認義務違反となる。

【施行時現職者に異動があった場合の犯罪事実確認について】

- 施行時現職者の確認期間（施行後3年）の間に、対象となる従事者が学校間等で異動を行う場合、申請工程表上、異動前と異動後の確認時期が異なる場合があることから、異動した従事者の確認漏れが生じないようにすることが必要となる。
- このため、異動前・異動先の犯罪事実確認の実施状況に応じて、下表のとおり、犯罪事実確認の実施時期について整理する。

		異動先の学校の犯罪確認の実施状況	
		実施前	実施済み
異動前の学校の犯罪事実確認の実施状況	実施前	異動先で実施 (申請工程表で割り当てられた区分の時期)	異動先で実施（異動時）
	実施済み	異動先での犯罪事実確認は不要	

(2) 私立学校等、児童福祉施設・事業

- ・(1)以外の施設・事業（私立学校等、児童福祉施設・事業）の施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の時期の分散方法は、以下のとおり。

【こども家庭庁】

- ・こども家庭庁において、学校設置者等の従事者数（推計）を踏まえ、令和9年4月以降1か月ごとに、各都道府県を27区分（27か月）に割り振る。学校設置者等は、その事業所が属する都道府県の区分の月（申請対象月）に犯罪事実確認の交付申請を行う。
- ・所轄庁（都道府県・市町村等）に対し、27の都道府県の分割区分を通知する。
- ・事業者に対し、各事業所の申請時期をシステム上で事業者へ通知する（準備期間を踏まえて、一定期間前に通知予定）。

【都道府県の分割区分の決定方法】

- ・学校設置者等の従事者数（推計）が全国で約280万人であることを踏まえ、①～⑳の区分期間（1か月ごと）に割り振られる従事者数が概ね10万程度となるよう、47の都道府県を各区分に割り付ける（従事者数が少ない都道府県は複数の県を1区分に割り付け、多い都道府県は2区分に分割する）。
- ・対象従事者に予見可能性（あと2年は確認されないなど）を持たせないため、都道府県の区分の順番には、ランダム性を持たせる。

区分	都道府県
区分①	北海道
区分②	青森県、岩手県
区分③	宮城県、秋田県
区分④	山形県、福島県
区分⑤	茨城県、栃木県
区分⑥	群馬県、千葉県
区分⑦	埼玉県
区分⑧	東京都
区分⑨	神奈川県

区分	都道府県
区分⑩	新潟県、福井県
区分⑪	富山県、石川県
区分⑫	山梨県、長野県
区分⑬	愛知県
区分⑭	岐阜県、静岡県
区分⑮	滋賀県、京都府
区分⑯	大阪府
区分⑰	兵庫県、三重県
区分⑱	和歌山県、奈良県

区分	都道府県
区分⑲	鳥取県、島根県
区分⑳	広島県、岡山県
区分㉑	香川県、徳島県
区分㉒	愛媛県、高知県
区分㉓	山口県、大分県
区分㉔	福岡県
区分㉕	佐賀県、長崎県
区分㉖	熊本県、宮崎県
区分㉗	鹿児島県、沖縄県

※ 上記区分はイメージであり、順番・組み合わせについて今後精査

(2) 私立学校等、児童福祉施設・事業

【所轄庁】

- ・ 所轄庁は、事業者が交付申請を適切に行っているか、進捗を適切に管理する。
(こども家庭庁から、交付申請状況について定期的に情報提供を行う。)

【学校設置者等（事業者）】

- ・ 事業者は、指定された申請対象月（事業所が属する都道府県が割り当てられた区分期間）に、犯罪事実確認書の交付申請を行う。
- ・ 事業者（又は事業所の長）は、施行時現職者に対して、申請対象月の4か月前に申請時期等（戸籍の取得の必要性等）を伝達する。
※ 4か月前に申請手続が必要な旨を伝達する際、戸籍等の取得（マイナンバーカードをスマートフォンにかざして取得する際等）に必要な戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の有効期限が3か月であることを踏まえ、それ以降に手続を行うよう伝達すること。
- ・ 原則として、申請対象月での申請を基本とするが、その間に対応がどうしても難しい場合には、申請対象月の前後1か月を含む3か月の間に交付申請を行う。
- ・ 事業者は、全ての施行時現職者の犯罪事実確認が完了したとき、その旨をシステム上で報告する。
- ・ 施行時現職者の確認期限である令和11年12月24日を超過しても確認が終了していない場合は、犯罪事実確認義務違反となる。

【施行時現職者に都道府県をまたぐ異動があった場合の犯罪事実確認について】

- ・ 施行時現職者の確認期間（施行後3年）の間に、対象となる従事者が都道府県をまたいで異動を行う場合、申請対象月が到達していない都道府県から申請対象月に到達済みの都道府県に異動するときは、異動した者の確認漏れが生じないようにすることが必要となる。

【同一事業所内の異動の場合】

- ・ 同一事業者内における事業所間の異動の場合は、事業者・事業所間、異動元、異動先の事業所間で丁寧に情報共有を行うなどにより、確認漏れがないように対応する。

【異なる事業者間の異動の場合】

- ・ 異なる事業者間の異動の場合は、施行時現職者とはならないため、新規雇入れとして、確認を行う。

労働法制上の観点から事業者があらかじめ行うべき と考えられる事項①

1. 事業者があらかじめ定めておくべき事項

※ 「こども性暴力防止法施行ガイドライン」
VII. 安全確保措置（防止措置）2（5）抜粋

- 各施設・事業における対象業務従事者の範囲
- 内定取消事由や試用期間に係る解約事由として、「重要な経歴の詐称」を定めること
- 就業規則において、懲戒事由として次の内容を定めること
 - ・ 重要な経歴の詐称
 - ・ 「刑罰法規の各規定に違反する行為が認められた場合」、「企業秩序を乱した場合」等の一般的な刑罰法規違反・企業秩序義務違反
 - ・ 「正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかったとき」等の一般的な業務命令違反
 - ・ 「こども性暴力防止法上の「児童対象性暴力等」に該当する行為を行ったとき」、「児童対象性暴力等につながる不適切な行為を行ったとき」
- 就業規則及びその他服務規律等を定めた文書において、次の内容を定めること
 - ・ 「児童対象性暴力等」及び「児童対象性暴力等につながる不適切な行為」の範囲
 - ・ 教育や保育を提供する場においてこれらの行為を行ってはならないこと
 - ・ これらの行為を行ったり、それを理由として刑罰を科されたりした場合は、速やかに報告すること
- 採用募集要項の採用条件や内定前（履歴書提出時）の誓約書の誓約事項として、特定性犯罪前科がないことを明示すること

労働法制上の観点から事業者があらかじめ行うべき と考えられる事項②

※ 「こども性暴力防止法施行ガイドライン」
VII. 安全確保措置（防止措置）2（5）抜粋

2.事業者が、求職者・現職者（※1）等に対し、あらかじめ確認・伝達を行っておくべき事項

【確認事項】

- ・ 求職者の特定性犯罪前科の有無（※2・3）

【事前伝達等事項】

- ・ 制度の趣旨・目的、各施設・事業における対象業務従事者の範囲、個人情報管理は徹底されること
- ・ 施行時・認定時又は採用内定後等に、犯罪事実確認の対象となること及び申請従事者から国に対して戸籍等の提出を行う必要があること（※2）
- ・ 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、対象業務に従事させることができないこと（※2）
- ・ 内定取消し事由や試用期間に係る解約事由として、「重要な経歴の詐称」を定めていること
- ・ 就業規則に定める重要な経歴の詐称・刑罰法規違反・企業秩序義務違反・業務命令違反等の懲戒事由に該当する場合は、懲戒処分の対象になり得ること。特に、「児童対象性暴力等」及び「児童対象性暴力等につながる不適切な行為」はこども性暴力防止法の趣旨や規定に反する行為であり、厳格な懲戒処分の対象になり得ること
- ・ その他、採用募集要項の採用条件や内定前（履歴書提出時）の誓約書、関連する服務規律等を定めた文書等の内容（※2）

※1 現職者は、施行時・認定時に法の対象となる業務に従事している（又は配置転換によって従事し得る）者を指す。

※2 書面等で確認・伝達等すること（求職者に対しては採用面接等を通して確認・伝達等することが望ましい。）

※3 求職者に対してのみ実施すべき事項

設備・運営基準等に係る条例の改正について

設備・運営基準等の改正の概要

- 令和7年12月25日公布の内閣府令等により、義務対象施設・事業の設置者等は、**こどもへの性暴力等を防止等するために必要な措置を講じなければならない**ことを、各施設・事業の**設備・運営基準（※）に追加**（令和8年12月25日施行）。

【追加した内容】（幼保連携型認定こども園の例。他施設・事業についても同様）

◆幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

（児童対象性暴力等の防止）

第三条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

- これらの基準に従い、又はこれらの基準を参酌して定めることとされている**条例**についても、**法の施行日（令和8年12月25日）までに改正等の対応が必要**。

（※）改正された基準一覧

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
- ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）

III. 參考資料

こども家庭庁HP
こども性暴力防止法について



こども性暴力防止法施行ガイドライン
(令和8年1月9日策定)



国民向けリーフレット



事業者向けリーフレット



従事者向けリーフレット



こども家庭庁HP
「こども性暴力防止法」に関する事業者向け全国説明会動画



説明資料①
こども性暴力防止法の
施行について



説明資料②
就業規則改正等の事前
準備の留意点

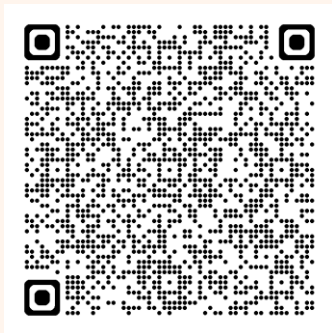


参考資料
こども性暴力防止法の
施行までに必要な対応



システム登録関係

GビズID取得依頼通知

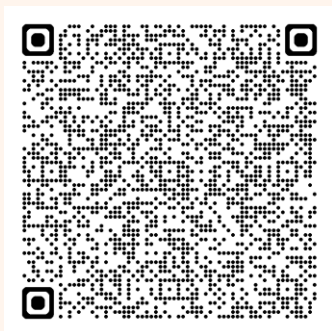


権限設定表



犯罪事実確認・防止措置関係

募集要項・求人票参考例



誓約書・内定通知書参考例

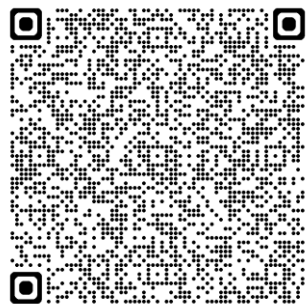


就業規則参考例



安全確保措置関係

児童対象性暴力等対処規程 (ひな型)



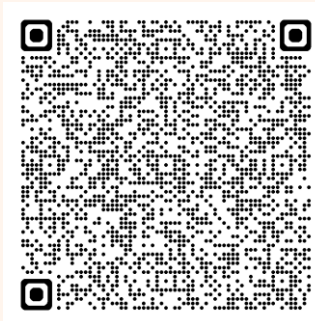
情報管理措置関係

情報管理規程 (ひな型)

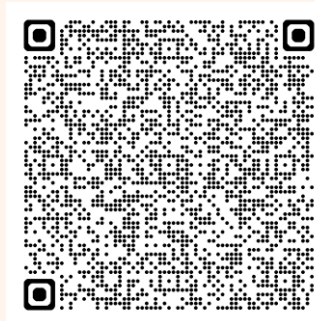
- ① 1名(※) / システム外の保存なし
- ② 複数名(※) / システム外の保存なし
- ③ 複数名(※) / システム外の保存あり

※犯罪事実確認記録等の閲覧を行う者の人数

①



②



③

